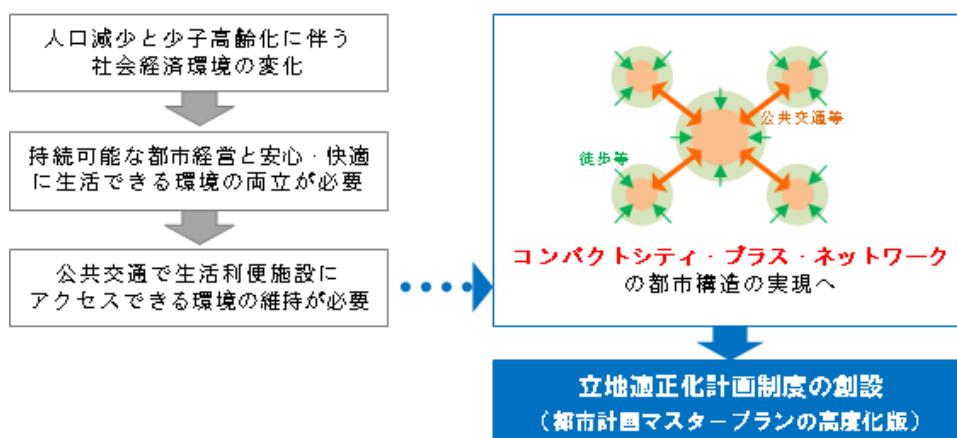


第1回 立地適正化計画策定検討会議

1

立地適正化計画制度の創設背景



2

計画策定の目的

2月に改定した旭川市都市計画マスタープラン

都市整備の目標 「持続可能で安心快適なまちづくり」

限られた公共財源と民間資本を効果的に活用・誘導しながら、人口減少・少子高齢社会に対応できる

コンパクトな都市構造への再編に取り組むことが必要

これまで整備してきた中心市街地や公共交通をはじめとする既存ストックを有効に活用しながら、よりコンパクトで利便性と持続性の高いまちづくりを進めていくため

都市計画マスタープランをより具体的かつ戦略的に
推進するための計画として策定

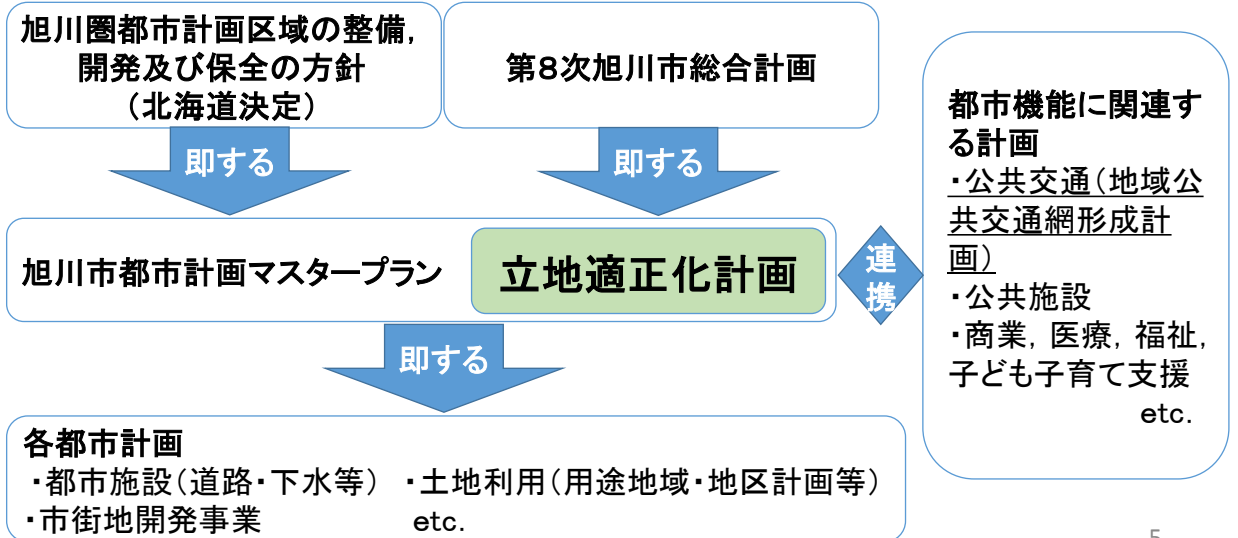
3

計画策定の意義

	コンパクトシティ・プラス・ネットワークに	
	取り組まないと・・・	取り組むと・・・
中心市街地	<ul style="list-style-type: none"> ・拠点性が薄れ賑わいが低下 ・まち全体の魅力が低下 	<ul style="list-style-type: none"> ・賑わいの連鎖による好循環を創出 ・多様な交流を促進
居住環境	<ul style="list-style-type: none"> ・徒歩圏内の生活利便施設が不足 	<ul style="list-style-type: none"> ・生活の利便性が維持された居住環境の形成
移動手段	<ul style="list-style-type: none"> ・公共交通網の維持が困難になる ・自家用自動車への依存が進む 	<ul style="list-style-type: none"> ・徒歩や公共交通など交通手段が選択できる
都市経営	<ul style="list-style-type: none"> ・社会資本の維持管理費用が不足による公的サービスの低下 	<ul style="list-style-type: none"> ・公的サービスの効率化や公共施設の複合化・適正配置などによる利便性の維持

4

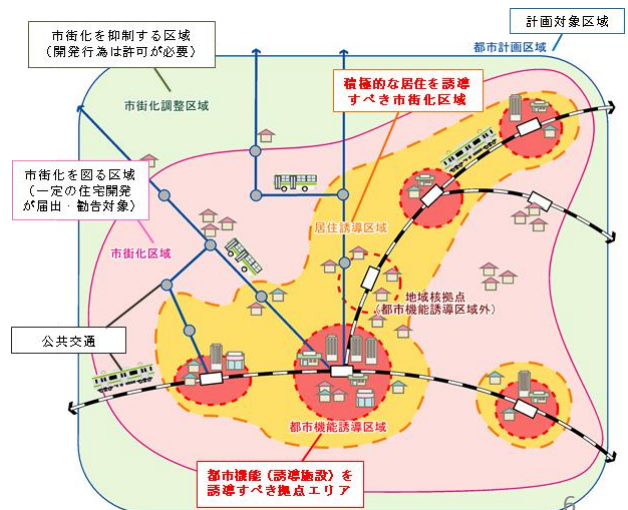
計画の位置付け



立地適正化計画で定める内容

- ・計画の区域(都市計画区域)
- ・基本的な方針(立地適正化の目的(ターゲット))
- ・居住誘導区域と居住を誘導する施策
- ・都市機能誘導区域, 誘導施設, 誘導施設を誘導する施策
- ・その他(目標値, 評価方法, 必要に応じて定める地区)

立地適正化計画の区域のイメージ



立地適正化計画で定める内容 ① 計画の区域 とは

(1) 計画区域

都市計画区域全域
(旭川市都市計画マスタープランの対象は市全域)

(2) 目標期間

概ね20年
(旭川市都市計画マスタープランと合わせ平成48年とする。)
なお、おおむね5年毎に計画進捗や効果・影響に係る評価
を行い、必要に応じて見直しを行う。

7

立地適正化計画で定める内容 ② 基本的な方針 とは

都市計画マスタープランに即する
必要がある



上位計画である都市計画マスタープランの
都市整備の目標の実現に向け

**立地適正化計画によって実現を目指す都市像
の設定**

8

立地適正化計画で定める内容 ③ 居住誘導区域 とは

- 「都市の居住者の居住を誘導すべき区域」のこと。
(市街化調整区域や工業専用地域のほか災害危険性のある区域等を除く)
- 人口が減少する中でも一定のエリア内の人口密度を維持することによって、生活サービス施設、公共交通、都市基盤施設を効率的に維持することを目的としている。

• 居住誘導区域以外の区域では、1000㎡以上の宅地の開発行為や3戸以上の住宅建設が届出・勧告の対象となる。
⇒居住誘導区域以外の区域において住宅開発を制限するものではありません。

9

立地適正化計画で定める内容 ④ 都市機能誘導区域 とは

- 「都市機能増進施設の立地を誘導すべき区域」のこと。
(居住誘導区域内において定める)
- 医療、福祉、商業等の都市機能を都市の拠点となるエリアに立地誘導・集約することによって、これら生活サービス施設を効率的に利用することを目的としている。

• 都市機能誘導区域以外の区域では、誘導施設の立地を行う場合に届出・勧告の対象となる。
⇒都市機能誘導区域以外の区域において誘導施設の立地を制限するものではありません。

10

立地適正化計画で定める内容 ⑤ 誘導施設 とは

- ・立地を誘導すべき「都市機能増進施設」のこと。

(都市機能誘導区域には、その区域に必要な誘導施設を必ず定める)

誘導施設の例	具体施設の例
医療施設	病院・診療所等
社会福祉施設	老人デイサービスセンター等
高齢化の中で必要性が高まる施設	小規模多機能型居宅介護事業所、地域包括支援センター等
子育て支援施設	幼稚園や保育園等
教育施設	小学校等
文化施設・集会施設	図書館、博物館等
商業施設	スーパーマーケット等の店舗、銀行等
行政施設	行政サービスの窓口機能を有する市役所等

※誘導施設として定めた施設であっても国からの支援メニューがないものもある。
(関連計画との連携が必要なものもある)

※例に挙げたものを全て誘導施設にする必要はなく、都市機能誘導区域毎に異なる誘導施設を定めることができる。

11

立地適正化計画で定める内容 ⑤ 誘導施設 とは

■ 国からの交付対象となる誘導施設(都市機能立地支援事業の例)

対象施設	具体施設	
医療施設	○特定機能病院 ・病院 ・調剤薬局 ○地域医療支援病院 ・診療所	○は中心拠点区域でのみ対象 ●は生活拠点区域でのみ対象
社会福祉施設	通所を主目的とする施設	医療施設又は社会福祉施設を整備する場合にあっては、医療計画、子ども・子育て支援事業計画等と連携が図られたものであること
教育文化施設	○認定こども園 ○大学 ○幼稚園 ○専修学校 ○小学校 ○各種学校 ○高等学校 ○図書館 ○中等教育学校 ○博物館・美術館 ○特別支援学校 ○博物館相当施設	
子育て支援施設	○乳幼児一時預かり施設 ○子ども送迎センター	
地域交流センター	●高次都市施設に定める地域交流センター	※市町村による固定資産税の減免などの支援が必須となります。

12

立地適正化計画で定める内容 ⑥ 誘導施策 とは

① 居住の誘導施策(例)

- 都市再生特別措置法に基づく届出・勧告
- その他の支援策(サービス付き高齢者住宅, 空き家など)

② 都市機能の誘導施策(例)

- 都市再生特別措置法に基づく届出・勧告
- 国の支援を受けて行う施策等
- 市が独自に講じる施策
 - 都市計画制度の運用
 - ・立地適正化計画に即した都市計画の見直し
 - ・都市計画による誘導支援等
 - 既存施策との連携
 - ・補助採択要件や基準等の見直し
 - ・空き家等の低未利用地の活用検討

13

立地適正化計画で定める内容 ⑦ 目標値等 とは

① 取組の進捗に関する目標値(例)

- 都市機能誘導に係る指標
 - 居住誘導区域内の医療施設徒歩圏カバー率 ○○%
- 居住誘導に係る指標
 - 居住誘導区域内の人口密度 ○○人/ha
- 公共交通に係る指標
 - 居住誘導区域内の機関公共交通カバー率 ○○%

② 取組の効果に関する目標(例)

- 立地適正化計で示す都市像に対する効果
 - 健康寿命の延伸 平均寿命増加分以上の延伸
 - 総人口に対する路線バス利用者数割合
 - 市は活気と賑わいのあるまちだと思ふ市民の割合

14

スケジュール

	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
誘導方針(素案)の 検討・作成	■										
誘導区域・誘導施設 (素案)の検討・作成		■				計画素案 とりまとめ				計画案の 作成	計画策定・公表等
誘導施策・指標・評価方 法(素案)の検討作成		■									
策定検討会議		●	●		● ●						
都市計画審議会	●		●			●		●		●	
地域別市民意見交 換会(まち協単位)			●——●								
意見提出手続									●——●		